

6. 教員養成に係る教育の質の向上に係る取組

令和3年5月7日に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布され、令和4年4月1日から施行されたことにより、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備することが義務化された。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが義務化された。（免許法施行規則第22条の7、第22条の8）

このことを受け、鹿児島大学では、全学組織として教師教育開発センターを設置し、教育学部以外の学部に対しても認定課程の円滑かつ効率的な実施体制を整えている。教師教育開発センターが教育学や心理学といった教職カリキュラムの理論的な基盤を提供するとともに、各学部が専門性を活かした学位プログラムを提供することで、理論と実践を融合させた体系的な教職カリキュラムを構築しており、中学校や高等学校で特定教科の教員になる上で必要な専門的知見を得られるようになっている。各学部の認定課程に係る科目の開設部局等は以下表のとおりである。

【表：開設部局等】

区分 \ 認定課程（学部）	教育学部	法文学部、理学部、工学部、農学部及び水産学部
① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	共通教育センター	
② 教科及び教科の指導法に関する科目	教育学部	各学部
③ 教育の基礎的理解に関する科目		教師教育開発センター
④ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
⑤ 教育実践に関する科目		各学部
⑥ 大学が独自に設定する科目		

また、鹿児島大学教員養成カリキュラム委員会において「教員養成に係るカリキュラムの改善等に関する自己点検・評価に関する申合せ」を定め、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日：教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」が示す観点を踏まえた項目に対し、点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、結果を社会に情報公表して教職課程の内部質保証体制を確立している。

なお、教職課程の自己点検・評価のうち、大学全体レベルの項目（教育理念・学修目標、施設・設備の状況、成績評価基準、情報公表）については、教員養成カリキュラム委員会が実施組織となり、委員長が実施責任者となる。同様に、各部局等レベルの項目（教育課程の編成、学習成果の把握・可視化、教職員組織、FD・SD、教職指導、関係機関との連携）については、各部局等の教員養成に係る事項を審議する会議体の実施組織となり、その責任者が実施責任者となる。授業科目レベルの項目（授業科目の編成、シラバス、教育実習、成績評価、授業アンケート）については、当該科目を開設する部局の授業担当教員が実施責任者となる。